

電波監理審議会（第917回）議事要旨

1 日 時

平成19年4月11日（水） 14：55～16：19

2 場 所

総務省会議室（10階1002会議室）

3 出席者（敬称略）

(1) 電波監理審議会委員

羽鳥 光俊（会長）、井口 武雄（会長代理）、小舘 香椎子

(2) 電波監理審議会審理官

西本 修一

(3) 幹事

三井 一幸（総合通信基盤局総務課課長補佐）

(4) 総務省

森総合通信基盤局長、河内電波部長 他

4 議 事 模 様

(1) 電波法施行規則、無線局免許手続規則及び無線従事者規則の一部を改正する省令案について

（19. 2. 7 諮問第3号）

無線局の免許申請の審査上及び無線局の運用・監督上必要不可欠な規定以外の規定の見直し並びに申請書、免許証及び船舶局無線従事者証明書の様式の見直しに係る標記省令案について、意見の聴取の手続を主宰した審理官から提出された意見書（参照：第422回電波監理審議会意見の聴取意見書）及び調書に基づき審議した結果、適当であると認め、答申した。

(2) 電波法施行規則、無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の各一部を改正する省令案並びに周波数割当計画の一部変更案について

（19. 2. 7 諮問第4号及び第5号）

高速無線LAN及び体内植込型の医療用遠隔計測システムの導入に係る標記省令案並びに周波数割当計画の一部変更案について、意見の聴取の手続を主宰した審理官から提出された意見書（参照：第423回電波監理審議会意見の聴取意見書）及び調書に基づき審議した

結果、適当であると認め、答申した。

(3) 無線設備規則の一部を改正する省令案について (19. 2. 7 諮問第6号)

地上デジタルテレビジョン放送の中継局の技術基準の整備に伴う標記省令案について、意見の聴取の手続を主宰した審理官から提出された意見書(参照:第424回電波監理審議会意見の聴取意見書)及び調書に基づき審議した結果、適当であると認め、答申した。

(4) その他

生体電磁環境研究推進委員会報告、放送法等の一部を改正する法律案及び無線局免許申請等処理状況(平成18年度下半期)の3点について、総務省から報告があった。

(文責:電波監理審議会事務局)